

概要(給水装置申請)

対象者	大分市上下水道局から指定を受けている指定給水装置工事事業者のみ申請可能		
対象工事	新設工事	私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し、三階建て以上の建築物もしくは受水槽方式の建築物ラインに関しては不可	
	舗装先行	私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し	
	団地配管	水道の権利宅地を含むもの、私管分岐承諾印、土地通過承諾印を必要としないものに関し	
提出書類	位置図	地図を赤く囲う等を行い、工事範囲を明確にする事	
	工事図面1	平面図	新設する配管を赤い実線として、口径、管種を必ず記載する事
			下水等給水装置以外の配管は削除する事
			二階建ての建築物に関しては各階の平面図を作成し給水装置がなくても添付する事
			給湯施設に関して、赤色の点線で記載する事
			井戸水や簡易水道等も図面の中に赤色以外の色で記載する事
誓約書等		大分市の基準をやむを得ず守れない工事の際は必ず誓約書を添付する事。ただし誓約書に印鑑が必要になる場合についてはオンライン申請は不可	
建築確認		建築確認済証、確認申請書、第二面、第三面まで提出する事	

※水道の権利が存在する。または、権利を使用する工事に関してはオンライン申請不可となります。

※誓約書や申請書に印鑑が必要となる工事に関してもオンライン申請不可となります。

※アパート等複数の申請が必要となる場合は、一件ずつ申請を行っていただきます。

※納付書や写真指示はこれまで通り窓口にて受け取りに来庁してください。(目安は1週間です。)

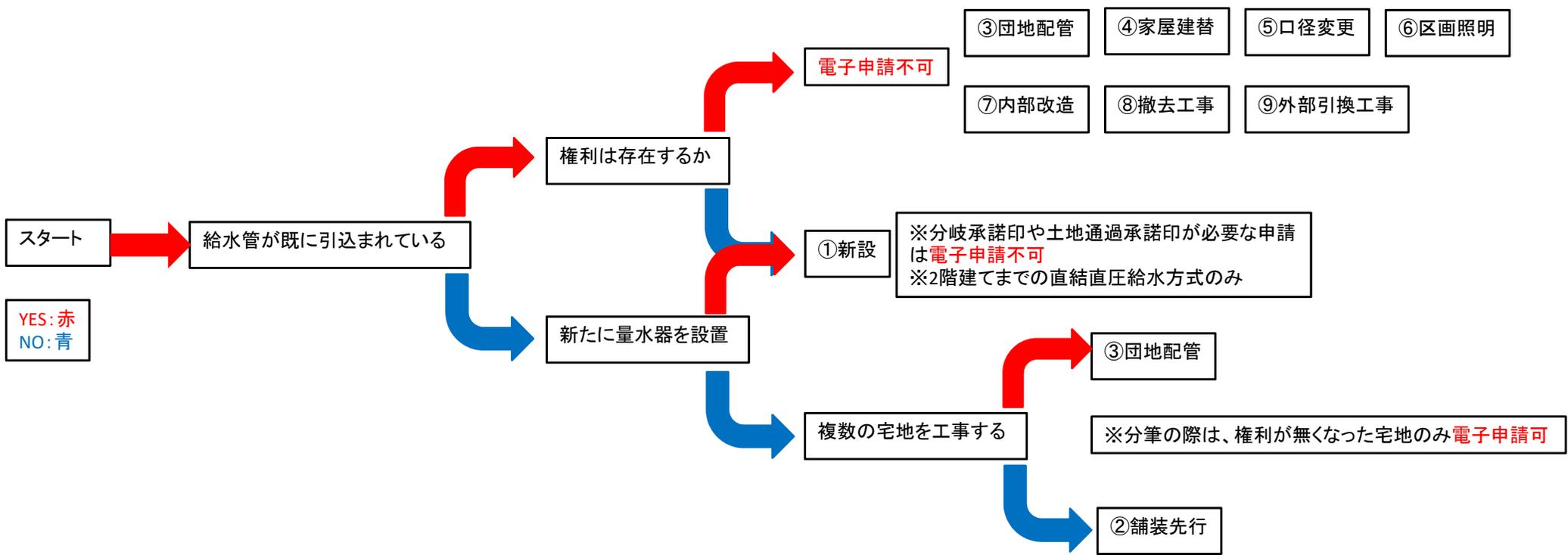
注意点(給水装置申請)

- ・一つのファイルサイズは**10MB**を超えないようにお願いいたします。
- ・添付データの容量が多くオンライン申請が行えない場合は,紙にて窓口での申請受付となります。
- ・申請内容に不備があった場合は担当から電話またはメールにより連絡致します。担当の指示に従ってください。
- ・差し戻された場合,どちらか(オンライン申請,窓口申請)の手段で再申請をしてください。再申請があった日が申請日となり,改めて審査期間が必要となりますので,申請の際には申請書類の記載間違いや入力間違い,記載漏れ,添付漏れ等が無いようにご注意ください。
- ・新設工事等であっても窓口申請での受付は今まで通り可能です。
- ・添付書類は,**全てPDFの電子データ**で添付していただく必要があります。
- ・添付する各ファイル名は必ず添付する資料等の名称にしてください。
(例:位置図,一階平面図,誓約書等)

注意点(給水装置申請)

- ・メールアドレスの入力欄については、ログインアドレスと同一のものを使用してください。
- ・迷惑メールフィルターを設定している方は「@mail.graffer.jp」のメールアドレスが受信できるように設定してください。
- ・オンライン申請の作成や送信サービス提供時間は、原則として24時間365日、利用可能としています。ただし、システムの保守等のため予告なくサービスを停止することがありますので予めご了承ください。
- ・各手続きの申込受付は、上下水道局営業日(土日祝、年末年始を除く)となります。また、17時15分以降の申請は翌営業日扱いとなります。
- ・オンライン申請の利用料はかかりませんが、インターネットの通信料は申請者負担です。
- ・個人情報の取り扱いについて、入力された個人情報は、暗号化信号により保護されます。
- ・オンライン申請により収集する個人情報は申請を受け付けるために必要な情報に限っており、目的外での使用及び転用はいたしません。
- ・クレジットカードでのお支払いは出来ません。

判別(給水装置申請)



YES: 赤
NO: 青